

# 淀川水系流域委員会 第1回治水部会検討会(2003.6.7開催)結果概要

03.5.16 庶務作成

開催日時: 2003年6月7日(土) 10:00~12:00

場所: 池坊短期大学 地下1階 アッセンブリホール

参加者数: 委員11名、河川管理者24名

## 1 決定事項

- ・治水部会としての意見書のとりまとめのリーダーを江頭委員とする。メンバーや審議の進め方については、江頭委員に一任する。
- ・委員は、第1稿に記述されている各事業について、その実施・検討の妥当性、実施・検討にあたっての留意点、実施・検討の内容について意見を提出する。
- ・次回の治水部会は、6月20日の第22回委員会以降に開催する。

## 2 検討内容

### □他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

庶務より、今回の検討部会の開催趣旨について説明があった後、資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

### □今後の議論及び部会の進め方について

庶務より、資料2-2「今後の部会における検討について」の説明が行われ、8月末を目標に治水部会としての意見をとりまとめることや、それまで部会および検討会を開催していくこと等が確認された。その後、意見書のとりまとめの進め方について部会長より提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。また、資料2-2の4ページに挙げられている検討項目等について、提言にはなかった維持管理等も含めて全ての項目について検討すること等が確認された後、「堤防強化」「流域対応」等について意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

## 3 主な意見

### <今後の審議の進め方について>

- ・整備計画の実効性を考えた議論をしていく必要がある。確かに、法律を変えなければできないようなことまで含めて提言しておく必要はあったと思うが、今後は、「河川管理者ができる範囲+」「何年後かに具体的なアクションが可能な範囲」に議論を収束させていかなければならないのではないかと。

→第1稿で「検討」とされている事業については、たんに「 と協議していきます」「 を検討します」と書くだけでなく、国土交通省としてどうしていきたいのか、実施するために何が障害となっているのかなど、今後の方向性についても記述してもらいたい。

- ・委員には、第1稿に「実施」と書かれている事業について、その実施のやり方でよいのか、「検討」と書かれている事業について、その検討のやり方でよいのか、「実施」に回すべきではないのか等、実施・検討の妥当性、実施・検討にあたっての留意点、実施・検討の内容について意見を言って頂きたい。また、専門的な知識を持っている委員には、専門とする分野を担当して意見を出して頂きたい。(部会長)

< 検討項目「堤防強化」への追加意見 >

- ・部会で堤防の強化について議論するのは、技術論に偏るきらいがあるために不適切ではないか。まずは河川管理者が主体となって組織している堤防強化の検討委員会の結果を待って、それから議論したいと思っている。(部会長)
- ・様々な堤防強化の方法と、それによってどこまで安全になるのかを示してもらわなければならない。
  - 堤防強化検討委員会で議論を始めている。ただ、議論が終わるまで何もしないということではなく、効果があると認められる堤防強化については、今回の整備計画の中で位置付けたいと考えている。検討委員会の結論が出れば、随時、切り替えていけばよいと思っている。(河川管理者)

< 検討項目「流域対応」への追加意見 >

- ・「流域対応」と「河川対応」の区別等、言葉の定義を明確にしておく必要がある。例えば、資料2-2 4ページでは、かすみ堤や遊水地が「流域対応」として記述されているが、かすみ堤は「河川対応」だろう。また、はじめから遊水地としてつくられ管理されている遊水地は河川施設にあたり、「河川対応」に含まれるのではないか。(部会長)
  - 堤外地にある施設であっても、洪水に対応するための施設であれば、「河川対応」に含まれると考えればよいのではないか。
  - 河川区域から外れている施設であっても「河川対応」に含まれる施設も当然ある、というニュアンスだと理解した。(河川管理者)
  - 河川管理者としては、「流域対応」と「河川対応」の区別を、その施設の所有者で判断している面がある。河川管理者の所有物であれば、「実施」と書けるが、そうでなければ「実施」とは書きにくいということもある。(河川管理者)
  - 農業用水の取水堰は、河川の中にありながら河川施設ではない。流域委員会では、そういった所轄を越えた川づくりをしていかなければならないと提言しているので、よろしく願いたい。
  - 特に遊水地については、「河川対応」か「流域対応」かによって、流量配分の計画に違いがあらわれてくる。流量配分を含めた議論が必要だ。
  - 「ダム」には、河川管理者が管理しているダムだけではなく、電力用や農業用のダムも含まれており、これらも含めて議論をしていく必要がある。
- ・川への流出を遅らせるという観点から、水源地の森林対策や土壌対策を考えて頂きたい。三重県の青山町では、人工林を買い取って、自然林に戻すという試みを行っている。こういった情報を集約して、話を詰めていくことが大切だ。

- ・河川への雨水の流出をできるだけ抑制するための方策を検討すべきだ。

< 検討項目「維持管理等」への追加意見 >

- ・第 1 稿には洪水時の土砂管理の視点が抜けている。大雨が降った時に発生する土砂崩れによって河床が上昇する恐れがある。こういったことを防ぐ工法として何が考えられるのかを考えるべきだ。ダムは、砂防の観点から言えば、効果を発揮するが、そういった議論はこれまでされてこなかった。

→昭和 28 年の洪水時の河床の状態は全くわかっていないが、数m上昇していることは確かだろう。洪水時の土砂管理を考慮しなければならない。(部会長)

→第 1 稿では、土砂管理に関する記述が完全に抜け落ちていることは確かだ。全国的に見ても土砂の動態モデルはほとんどできていないので、第 2 稿においては「検討」ということになると思うが、きっちりと記述していきたいと思っている。(河川管理者)

< ダムの議論の進め方について >

- ・治水上の観点から見たダムに関する議論については、河川管理者の調査検討を待たざるを得ないのではないかと。先送りするわけではないが、ダムばかり議論していても話は進まない。まずは、各地域部会で議論をしていただきたいと思っている。(部会長)
- ・本当にダムでなければだめなのか、流域対応でどこまで対応できるのかといった議論をしていくためにも、河川管理者にはよりシビアなダムの代替案を出してもらいたい。また、委員会は、ダムの代替案としてどのような検討方法があるかについて、河川管理者に意見を出していく必要がある。
- ・これまでにダムが果たしてきた役割や価値を一般の人にはわかってもらっていない。新たにダムの問題を検討するためには、まずは過去の評価が必要ではないか。

< 提言に記述されなかった事項の扱いについて >

- ・第 1 稿にはあるが、提言に記述されていない事項についても、委員会で検討すべきだと考えている。提言は全てを網羅しているわけではないので、当然、河川整備計画原案の全てが検討の対象である。(部会長)

< そのほか >

- ・流域委員会が河川管理者に出す意見書の位置づけについて、再度確認したい。

意見書とは、整備計画原案の内容に対して、流域委員会として意見をとりまとめたものである。河川管理者は意見書を最大限尊重して、最終的な整備計画を作成する。整備計画に反映されなかった意見については、議論をしたいと思っている。(部会長)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。